

相続時精算課税適用財産の明細書  
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

国税 太郎

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に贈与を受けた人ごとに記入します。

贈与を受けた人の氏名	被相続人から初めて相続時精算課税に係る贈与を受けた年分（相続時精算課税選択届出書の提出に係る年分）	相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称
国税 一郎	令和 3 年分	春日部税務署

1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の価額及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた年分	② 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	③ ①の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額	④ ③から控除する相続時精算課税に係る基礎控除額	⑤ 相続時精算課税適用財産の価額（③-④）（赤字のときは0）	⑥ ③の財産に係る贈与税額（贈与税の外国税額控除前の金額）	⑦ ⑥のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1	令和 3 年分	春日部税務署	24,626,035 円	0 円	24,626,035 円		
2							
3							
4							
5							
6							
合 計					⑧ 24,626,035	⑨	⑩

(注) 1 租税特別措置法第70条の6の9（（個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）、第70条の7の3（（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例））又は第70条の7の7（（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例））の規定の適用により相続又は遺贈により取得したものとみなされる財産は、その財産の種類に応じて第11表の付表1、付表2又は付表4に記入します（この表には記入しません。）。

2 ③欄の金額は、下記2の②の「価額」欄の金額に基づき記入します。

3 ④欄は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「相続時精算課税に係る基礎控除額」欄の金額を記入します。なお、「① 贈与を受けた年分」欄が令和5年分以前の場合は、「0」と記入します。

4 ⑧欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の⑩欄にそれぞれ転記します。

5 ⑨欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額⑩」欄に転記します。

第11の2表（令和6年1月分以降用）

被相続人である特定贈与者が死亡した年分については、110万円（※）と記入してください。  
（※）同一年中に2人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合には、110万円をそれぞれの特定贈与者の贈与税の課税価格である分した金額となります。

「2 相続時精算課税適用財産（1の③）の明細」欄に記載した財産について、贈与税の外国税額控除の適用を受けている場合に記載します。

利子税、延滞税及び加算税の額は含まれません。

2 相続時精算課税適用財産（1の③）の明細

（上記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。）

番号	① 贈与年月日	② 相続時精算課税適用財産の明細					
		種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	価額
1	3・5・14	有価証券	特定同族会社の株式（その他の方式）〇〇商事(株)		文京区〇〇1丁目3番5号	2,000株	14,624,000 円
1	3・5・14	現金預貯金		定期預金	〇〇銀行〇〇支店		10,002,035

(注) 1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。なお、被相続人である特定贈与者が贈与をした年分に死亡し贈与税の申告が不要である場合は、「相続税の申告のしかた」の記載例を参照してください。

2 ②の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の⑦欄の金額と⑦欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の②の⑩欄の金額の合計額を、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の⑤欄の金額を記入します。また、租税特別措置法第70条の3の3（（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例））の承認を受けている場合には、その承認に係る財産の価額から同条の規定による災害により被害を受けた部分に対応する金額を控除した金額を記入します。

第11の2表(令7.7)

(資4-20-12-2-A4統一)

被相続人である特定贈与者が贈与をした年分に死亡し贈与税の申告が不要である場合は、その年に被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税適用財産の明細を「2 相続時精算課税適用財産（1の③）の明細」欄に記載します。ただし、その年に贈与により取得した相続時精算課税適用財産の価額が相続時精算課税に係る基礎控除額以下の場合には、この表に記入する必要はありません。



「相続開始の直前における宅地等の利用区分」については、16ページを参照してください。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表1）

被相続人

国税 太郎

この計算明細書は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注1）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します（注2）。  
 1 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合  
 2 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合  
 （注）1 一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。  
 2 一の宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用の供される宅地等である場合には、この計算明細書によらず、第11・11の2表の付表1（別表1の2）を使用してください。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額  
 一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。  
 (1) 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。  
 (2) 上記2に該当する場合には、⑩欄については、⑤欄の面積を基に自用地として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	①宅地等の面積	165㎡
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積（㎡）	評価額（円）
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等 （B、C及びDに該当するものを除きます。）	②	⑧
B	①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	③	⑨
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 （相続開始の時に継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地）	④	⑩
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 （Cに該当する部分以外の部分の敷地）	⑤	⑪
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥ 165	⑫ 64,350,000
F	①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	⑬

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額  
 上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。  
 (1) 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。  
 (2) 「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあな分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。  
 (3) 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なお、Bの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。  
 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2小規模宅地等の明細」の「③取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の評価額」欄に転記します。  
 (4) 「3 特例の対象とならない宅地等（1-2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表の付表1に転記します。

宅地等の取得者氏名	国税 花子		⑩持分割合	1/2		
	1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1-2）	
	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A	②×⑭	⑧×⑭				
B	③×⑭	⑨×⑭				
C	④×⑭	⑩×⑭				
D	⑤×⑭	⑪×⑭				
E	⑥×⑭ 82.5	⑫×⑭ 32,175,000	82.5	32,175,000		
F	⑦×⑭	⑬×⑭				
宅地等の取得者氏名	国税 一郎		⑮持分割合	1/2		
	1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1-2）	
	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A	②×⑮	⑧×⑮				
B	③×⑮	⑨×⑮				
C	④×⑮	⑩×⑮				
D	⑤×⑮	⑪×⑮				
E	⑥×⑮ 82.5	⑫×⑮ 32,175,000	82.5	32,175,000		
F	⑦×⑮	⑬×⑮				

「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」を前ページの③欄及び④欄に記入します。

(資4-20-12-3-5-A4統一)

第11・11の2表の付表1（別表1）（令和6年1月分以降用）



### 債務及び葬式費用の明細書

被相続人 国税 太郎

1 債務の明細 (この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)  
 なお、特別寄与者に対し相続人が支払う特別寄与料についても、これに準じて記入します。

「種類」欄は、公租公課、銀行借入金、未払金、買掛金、その他の債務に区分して記入します。  
 なお、「細目」欄は次の事項を記入します。  
 (公租公課)  
 所得税及び復興特別所得税、市町村民税、固定資産税などの税目とその年度  
 (銀行借入金)  
 当座借越、証書借入れ、手形借入れ  
 (未払金)  
 未払金の発生原因  
 (買掛金)  
 記入の必要はありません。  
 (その他)  
 債務の内容

債務の明細					負担することが確定した債務		
種類	細目	債権者		発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額
		氏名又は名称	住所又は所在地				
公租公課	7年度分固定資産税	春日部市役所		7・1・1 ・	円 345,900	国税 一郎	円 345,900
公租公課	7年度分固定資産税	文京都税事務所		7・1・1 ・	250,800	国税 一郎	250,800
公租公課	7年度分固定資産税	〇〇町役場		7・1・1 ・	4,800	国税 一郎	4,800
公租公課	7年分所得税(準確定申告)	春日部税務署		7・5・10 ・	310,800	国税 一郎	310,800
公租公課	7年度分住民税	春日部市役所		7・1・1 ・	510,700	国税 一郎	510,700
銀行借入金	証書借入れ	〇〇銀行 〇〇支店	春日部市〇〇 〇丁目〇番〇号	28・4・14 8・4・14	22,633,340	国税 一郎	22,633,340
合 計					24,056,340		

2 葬式費用の明細 (この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

葬式費用の明細				負担することが確定した葬式費用	
氏名又は名称	住所又は所在地	支払年月日	金額	負担する人の氏名	負担する金額
〇〇寺	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	7・5・12	円 1,500,000	国税 花子	円 1,500,000
〇〇タクシー	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	7・5・12	150,600	国税 花子	150,600
〇〇商店	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	7・5・12	100,900	国税 花子	100,900
〇〇酒店	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	7・5・12	20,300	国税 花子	20,300
〇〇葬儀社	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	7・5・12	1,500,000	国税 花子	1,500,000
その他	(別紙のとおり)	・	87,800	国税 花子	87,800
合 計			3,359,600		

公租公課については、税務署名や市町村名などを「氏名又は名称」欄に記入し、「住所又は所在地」欄の記入は省略しても差し支えありません。

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名		(各人の合計)	国税 花子	国税 一郎		
債 務	負担することが確定した債務	① 24,056,340	円	円	円	円
	負担することが確定していない債務	②				
	計 (①+②)	③ 24,056,340		24,056,340		
葬 式 費 用	負担することが確定した葬式費用	④ 3,359,600	3,359,600			
	負担することが確定していない葬式費用	⑤				
	計 (④+⑤)	⑥ 3,359,600	3,359,600			
合 計 (③+⑥)	⑦	27,415,940	3,359,600	24,056,340		

各相続人が相続分に応じてそれぞれ負担するとした場合に計算される各相続人の金額を記入します。

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に転記します。  
 2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の⑳、㉑及び㉒欄にそれぞれ転記します。

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額  
 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産  
 特定の公益法人などに寄附した相続財産・  
 特定公益信託などのために支出した相続財産

の明細書

被相続人 国税 太郎

第14表 (令和7年1月分以降用)

**1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細**  
 この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人(注)が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。  
 (注) 被相続人から租税特別措置法第70条の2の2第12項第1号((直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税))に規定する管理残額及び同法第70条の2の3第12項第2号((直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税))に規定する管理残額以外の財産を取得しなかった人(その人が被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得している場合を除きます。)は除きます。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細				② ①の価額のうち特定贈与財産の価額	③ 相続税の課税価格に加算される価額(①-②)	
			種類	細目	所在場所等	数量			①価額
1	国税 花子	7・1・10	土地	宅地	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号	50.00㎡	19,500,000円	19,500,000円	
2	国税 花子	5・6・2	現金 預貯金	現金	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号		1,000,000		1,000,000
3	税務 幸子	4・10・3	現金 預貯金	現金	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号		2,000,000		2,000,000
4		・							
贈与を受けた人ごとの③欄の合計額		氏名 (各人の合計)	国税 花子		税務 幸子				
		④金額	3,000,000円		1,000,000円		2,000,000円		

上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。

(受贈配偶者)	(受贈財産の番号)
私 <input type="text" value="国税 花子"/> は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 <input type="text" value="1"/> の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。 なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。	

(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の⑩欄にそれぞれ転記します。

この欄の適用を受けた被相続人の配偶者は、贈与税の申告が必要となります。

**2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細**  
 この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

種類	細目	所在場所等	数量	価額	出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
				円	
合計					

**3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託などのために支出した相続財産の明細**  
 私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

- 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3に規定する法人に対して寄附しましたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。
- 租税特別措置法第70条第3項に規定する特定公益信託(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第54条第2項に規定する特定公益信託を含みます。)又は公益信託に関する法律第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。
- 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附しましたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。

寄附(支出)年月日	寄附(支出)した財産の明細				公益法人等の所在地・名称(公益信託の受託者及び名称)	寄附(支出)した相続人等の氏名
	種類	細目	所在場所等	数量		
7・10・6	現金 預貯金	現金	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号		2,000,000円	日本赤十字社 国税 花子
・						
合計					2,000,000	

(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。

第14表(令7.7)

(資4-20-15-A4統一)

適用を受ける特例に係る番号(1)~(3)を○で囲んでください。

この欄に記載した財産は、第11表の付表1~4には記載しません。

相続財産の種類別価額表 (この表は、第11表の付表1から第14表までの記載に基づいて記入します。)

FD3539

(単位は円)		被相続人	国税 太郎		
種類	細目	番号	各人の合計		(氏名)
※	整理番号		被相続人		
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	①			
	畑	②			
	宅地	③	131403960		100696000
	山林	④		3617100	
	その他の土地	⑤			
	計	⑥	135021060		100696000
	③のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権	⑦			
	⑥のうち 通常価額 特別 農地等 農業投資 による価額	⑧			
		⑨			
家	屋等	⑩	22559690		12231050
	⑩のうち配偶者居住権	⑪			
事業 (農業 用財産)	機械、器具、農耕具、 その他の減価償却資産	⑫			
	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	⑬			
	売掛金	⑭			
	その他の財産	⑮			
	計	⑯			
有 価 証 券	特定同族 配当還元方式 の株式及び 出資	⑰		50000	50000
	配当還元方式 以外の株式 及び出資	⑱	6900000		6900000
	⑰及び⑱以外の株式及び出資	⑲	31085000		7830000
	公債及び社債	⑳		6590700	
	証券投資信託、貸付信託 の受益証券	㉑		6902700	
	計	㉒	113628400		76880000
	現金、預貯金等	㉓	99456643		26588600
家	庭用財産	㉔	2500000		2500000
そ の 他 の 財 産	生命保険金等	㉕	60397608		
	退職手当金等	㉖	30000000		30000000
	立木	㉗	2578050		
	その他	㉘	32250700		7750700
	計	㉙	125226358		37750700
	合 (⑥+⑩+⑬+⑲+㉓+㉔+㉕)	㉚	498392151		256646350
	相続時精算課税適用財産の価額	㉛	24626035		
	不動産等の価額 (⑥+⑩+⑬+⑲+㉓+㉔)	㉜	229208800		181977050
	債 務	㉝	24056340		
	葬式費用	㉞	3359600		3359600
	合 計 (㉝ + ㉞)	㉟	27415940		3359600
	差引純資産価額 (㉚+㉛-㉟) (赤字のときは0)	㊱	495602246		253286750
	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額	㊲	3000000		1000000
	課 税 価 格 (㊱+㊲) (1,000円未満切捨て)	㊳	498600000		254286000

①～⑦、⑩～  
⑳の各欄は、  
第11表の付  
表1～4の  
価額を記入  
します。

第12表の価額  
を記入します。

代償財産があ  
る場合のその  
価額は、各人ご  
とに、本来取得  
したその他財  
産と区分して  
㉘欄に、2段書  
きしてください。

第11の2表の  
㉘欄の金額を  
記入します。

第13表の金額  
を記入します。

第14表の㉘欄  
の金額を記入  
します。

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません。

第15表 (令和6年1月分以降用)

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表の付表1から第14表までの記載に基づいて記入します。)

FD3540

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません。

(単位は円)		被相続人		国税 太郎		FD3540	
種類	細目	番号	(氏名) 国税 一郎		(氏名) 税務 幸子		
※	整理番号						
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	①					
	畑	②					
	宅地	③			6435000		24272960
	山林	④			3617100		
	その他の土地	⑤					
	計	⑥			10052100		24272960
③のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権		⑦					
	⑥のうち 通常価額 特例 農地等 農業投資価格 による価額	⑧					
家屋等		⑩					10328640
⑩のうち配偶者居住権		⑪					
事業 (農業)	機械、器具、農耕具、 その他の減価償却資産	⑫					
	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	⑬					
	売掛金	⑭					
	その他の財産	⑮					
計	⑯						
有価証券	特定同族配当還元方式 株式の株式によつたもの 及び出資	⑰					
	⑰及び⑱以外の株式及び出資	⑱			9155000		14100000
	公債及び社債	⑲					6590700
証券投資信託、貸付信託 の受益証券	⑲			5240700		1662000	
計	⑲			14395700		22352700	
現金、預貯金等		⑳			41790611		31077432
家庭用財産		㉑					
その他の財産	生命保険金等	㉒			35750657		24646951
	退職手当金等	㉓					
	立木	㉔			2578050		
	その他	㉕			2450000		
計	㉖			62828707		24646951	
合計 (⑥+⑩+⑬+⑲+㉑+㉖)		㉗			129067118		112678683
相続時精算課税適用財産の価額		㉘			24626035		
不動産等の価額 (⑥+⑩+⑬+⑲+㉑)		㉙			12630150		34601600
債務		㉚			24056340		
葬式費用		㉛					
合計(㉚+㉛)		㉜			24056340		
差引純資産価額(㉙+㉘-㉜) (赤字のときは0)		㉝			129636813		112678683
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額		㉞					2000000
課税価格(㉝+㉞) (1,000円未満切捨て)		㉟			129636000		114678000
※税務署整理欄	申告区分	年分	名簿番号	申告年月日	グループ番号		

第15表(続) (令和6年1月分以降用)